

第120号議案

平成26年度群馬県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度群馬県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	計
4 主要な建設改良事業 (1)病棟等増改築事業	千円	千円	千円	千円	千円
既決予定量	197,738	7,700	91,200	303,643	600,281
補正予定量			115,560		115,560
計	197,738	7,700	206,760	303,643	715,841

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額989,465千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額990,025千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	3,256,627千円	115,000千円	3,371,627千円
第1項 企業債	2,088,000千円	115,000千円	2,203,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,246,092千円	115,560千円	4,361,652千円
第1項 建設改良費	2,132,840千円	115,560千円	2,248,400千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
精神医療センター 冷温水発生機交換工事	千円 115,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0% 以 内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

平成26年9月16日提出

群馬県知事 大澤 正 明